

<研究ノート>

## ルベツキイの最終論文を読む—ルベツキイから見たパニッツィー

古川 肇

### はじめに

1940年代から目録理論や目録規則の革新に、国内ばかりか国際的にも大きく貢献したルベツキイ (Lubetzky, Seymour) の生誕百年を記念する論集が、20世紀最後の年に刊行された<sup>1)</sup>。この図書についてはかつて紹介したので繰り返さないが<sup>2)</sup>、シンポジウム(百歳を迎えた1998年4月18日に開催)のために提出されたペーパー中に、他者の助力を得ながらも祝賀された当人が執筆したものが含まれている点が珍しい<sup>3)</sup>(以下、地の文では「L論文」)。これは彼が長年その存在を意識し続けたに相違ないパニッツィ (Panizzi, Anthony) を対象に、基本記入の意義を歴史的に論じていて、ルベツキイの生涯を締め括るのにふさわしい。パニッツィへのオマージュでもある。

上記の旧拙文は当然 L 論文にも簡単に触れていて本拙文はその部分の増補に当たり、L 論文の概要とそれに対する研究ノートとから成る。概要は論旨を尊重しながらも字句は概して原文(の逐語訳)から離れることとする。

### I. 最終論文の概要

本ペーパーは、パニッツィ以来の英米目録史を左右した2つの枢要な(pivotal)出来事を概観することから始める。

第一は、1847年から1849年にかけての、Royal Commission on the Constitution and Government of the British Museum(以下「委員会」)の公聴会における、大英博物館図書館(以下「図書館」)の刊本目録とそれに併載された目録規則に関する活発な討論である。

図書館では旧来の目録が劣化して新版が強く求められ、刊本部長のパニッツィは大英博物館の理事会(Trustees)からその作成を命じられた。ところが、期待されていたその第1巻(Aの部)が1841年に出版されたところ<sup>4)</sup>、これが人々のそれまで慣れてきた目録から乖離していたため、図書館の構成員や利用者たちを当惑させたばかりか怒らせさせた。

(筆者注—しかも続巻は、当初の完結予定の1844年になっても刊行されなかった。)

では、[目録の巻頭に掲げられた]91カ条から成る目録規則(以下「91カ条規則」)の内容は以前とどのように異なっていたのだろうか。図書が表現するものは何か(what the book represents)について、伝統的な見方では分離した実体であるのを、この規則は特定の著作の諸版と考えたのである。目録中にそれらの記録を統合して排列すれば、特定の図書を探す利用者は、同一著作の他の図書との関連のなかでそれを発見し、自分に最も役立つ図書を選択し得る。

この目的を達成するために、「1 著作を再度完全に記入してはならない。必要なときは参照を使用する。」という一条が規定された(第54条)。これがいわゆるパリ原則における目

録の 2 つの目的 (objectives)、即ち利用者が図書館の所蔵する特定図書を発見するのを助けること、およびその図書館が所蔵する当該著作の諸版と、当該著者の諸著作とを利用者に示すことの起源となった。これらは未来の目録の基礎的な目的でもあるべきである。

非難に晒されたパニッツィは、目録の刊行を中断して、委員会を設置し公聴会を開催することを決断した。多くの証人が彼と対立したが、その一人でパニッツィと長年にわたり反目する間柄にあった高名な評論家トマス・カーライル (Carlyle, Thomas) は、次のように主張した。目録はあれこれの図書が図書館に存在することを分かり易く語り、図書の書名のリストを作成するに足る単純なものであることを自分は期待すると。

他方、パニッツィの答弁は次のようである。「読者は求める著作を知っている、その様々な版のあらゆる特徴を知っていることは期待できない。彼はこの情報を目録から期待する権利がある。」

カーライルの簡易な目録を求める主張が図書館員を誘引することを危惧したパニッツィは、図書館業務と無縁の委員こそ冷静に自分の努力の価値に注目するだろうと思い、委員長エルズミア伯 (Ellesmere, Francis Egerton, Earl of) へ、目録の問題を論じる長く詳細な書簡を送った。公聴会終了後の委員会の [1850 年の] 報告書は、パニッツィの主張を肯定する結論を記して、この論争は彼の勝利で幕を閉じた。

これが近代英米目録作業における第一の枢要な出来事の経緯の結末である。それは目録の観念的基礎や根本的問題、即ち何が目録の果すべき目的とそれを達成する方法かに関わっている。

二番目の枢要な出来事は、目録へのテクノロジーの導入であり、具体的には 19 世紀と 20 世紀との境に米国議会図書館により広報された印刷カードの製作である。これは 91 カ条規則に対する敵意と対照的に、全図書館から恩恵と認識された。だが、テクノロジーは、それに対する熱狂のなかで目的が見失われれば失敗する。

印刷カードは図書館間の相互協力を可能とし、1961 年の最初の国際的な目録作業の合意をも可能とした。テクノロジーの顕著な進歩はオンライン目録の導入をもたらした。もしオンライン目録が、パリ原則における目録の第 2 の目的、即ちその図書館が所蔵する当該著作の諸版と、当該著者の諸著作とを利用者に示すことが可能ならば、それは技術的能力の輝かしい達成となるだろう。

目録規則の誤った改訂は目録全体の機能を損なうことがある。唯一の詳細な記入とそれへの参照そして副出記入の禁止 (barring) という、パニッツィによる簡潔な規定に対して、1908 年の英米共同の目録規則は基本記入と副出記入との使用を認めた。その後この決定は疑問なしに継承されている。しかしこれは健全で有益な規定であろうか。

パニッツィにとって、図書は分離した実体ではなく特定の著作の一つの版や翻訳であり、したがってそれは目録中で当該館が所蔵する同一著作の他の版や翻訳と統合されるべきであったことを想起しよう。それが彼にとっての基本記入の目的であった。副出記入の使用は基本記入の目的を妨げる。副出記入により図書を発見できた利用者はそこで検索を止め、基

本記入を検索してより適切な図書を発見することをしない。また副出記入により図書を発見できない利用者がそこで検索を止め、基本記入を検索して代りの図書を発見することをしない。これが副出記入の利用者をミスリードする仕方であり、パニッツィが使用を禁じた理由であり、1908年の規則が目録作業の統合を損なった理由である。これは誤った判断として廃止すべきである。

カタログラーは著作に関する包括的な観念をもたなければならない。それは規則に目録の目的等に関する簡潔な序言 (introduction) を提供すれば実現する。次世紀の規則にはこれが重要である。

ここまで記したことは、規則の質の改善の全てを尽くしているわけではないが、次世紀の目録規則の改善に如何に多くの余地が残されているかを示唆している。21世紀の図書館によく奉仕すべく目録を絶えず最善の状態に保たなければならない。

## II. 研究ノート

L 論文中の委員会が、1847年に設置されるまでの事情は錯綜していて、それを伝える文献間にも差異があり、事実関係を確認できない部分があるとまで言われる<sup>5)</sup>。ここでは委員会設置の動機の重要なものとして、次の事実があることのみを記して先へ進む。

理事会は1834年に、印刷冊子体の著者目録を1844年までに刊行することを決定した。だが、1841年に第1巻が刊行された後、理事会と「目録の印刷は、全体の、印刷準備が完了するまでは行なわれるべきでない<sup>6)</sup>。」とするパニッツィとの対立により、刊行は頓挫してしまった。

なお、委員会においては分類目録と著者目録 (alphabetical catalogue) との間の選択という論点もあったが、拙文の範囲は著者目録に限定する。この論点に関しては、委員会に先行する別の委員会 Select Committee on the Collection, Management and Affairs of the British Museum での論議と、そこにおけるパニッツィの主張が、既に紹介されている<sup>7)</sup>。

### 1. 著作と図書

ルベツキイは新しい目録が従来のもものと比べて異質であったため人々を当惑させたというが、当時の利用者たちが最も問題視したのは、上述のように新しい目録が予定を過ぎても一向に完成しない点にあったのだと思われる。これを受けて、カーライルたちが簡略な finding catalogue の速やかな刊行を望む一方、パニッツィは full and accurate catalogue を目指すという対立が生じたのであった。公聴会に出席していたエドワーズ (Edwards, Edward 後出) は後に当時を回想する文章を書き<sup>8)</sup>、それがカッター (Cutter, Charles A.) の心を打って (struck a sympathetic chord) 目録の機能に関する有名な言説が生まれた<sup>9)</sup>。

さて、この対立における重要な局面が、委員会の事務局長 (secretary) でカーライルと同じく簡略派のコリア (Collier, John Payne) が、わざわざ私蔵図書から 25 タイトルを選んで簡略な目録記入の見本を作成し、委員会へ提供したときに生じた。ちなみに、コリアは

高名なシェイクスピア研究者で日本の一部の外国人名辞典でも立項されている。

これに対して、刊本部副部長のジョーンズ (Jones, John Winter) が、コリアの見本を分析し対案を作成して上司である部長パニッツィに報告し、彼はこれに基づき会議で証言した。報告に関しては既に間接的な紹介があるが<sup>10)</sup>、2例に限って直接に委員会報告書(1850年刊)<sup>11)</sup>から、コリア案(C)、それに対するパニッツィのコメントからの抜粋(鍵括弧内は逐語訳)、対案(P)の順に示す。Qから始まる番号は公聴会における一連の質問番号である。

(C) Lolme, Jean Louis de. *Constitution de l'Angleterre*. Amsterdam, 1778, 8vo.

このタイトルは、1778年のアムステルダム版が、英訳からの付加を伴う新版であることを表示していない。この事実は極めて重要である。「読者は求める著作を知っていても、その様々な版のあらゆる特徴を知っていることは期待できない。彼はこの情報を目録から期待する権利がある。」

(P) Lolme (Jean Louis de). *Constitution de l'Angleterre, ou état du gouvernement Anglais comparé avec la forme republicaine, et avec les autres monarchies de l'Europe. Nouvelle édition, augmentée d'après la traduction Anglaise*. Amsterdam, 1778, 8vo. (Q9814)

(C) Raumer, Frederick von. *History of the Sixteenth and Seventeenth Centuries. Translated from the German*. 2 vols. London, 1835, post 8°

最初の誤りは、著者の名をその形で標題紙に現われているからとの理由で、ドイツ語形 (Friedrich) ではなく英語形 (Frederick) にしたことである。

「このケースのように翻訳タイトルが一定程度原タイトルから変化している場合、常に原タイトルを記載すべきである。さもないと原タイトルしか知らない読者は、特に縮約したタイトルの採用が提案されている場合、翻訳を探すことができない。」

(P) Raumer (Friedrich von). *History of the Sixteenth and Seventeenth Centuries, illustrated by original documents. Translated from the German [‘Briefe aus Paris;’ by the Earl of Ellesmere]*. 2 vols. London, 1835. 12° (Q9826-9827)

その図書館が所蔵する1著作の諸版と、当該著者の諸著作を利用者に示す集中機能は、原著に関する記入と翻訳に関するそれとを、このように原著者の標目の形の統一によって隣接させることから始まったと思われ、早くから図書館に定着した。それに比べて集中機能に不可欠なはずの統一タイトルの採用が公聴会で議論されたことはない模様で(91カ条規則には聖書に関する規定がある)、その後も聖書や無著者名古典の枠を超えて大きく発展することはなかった。漸くRDAになって正当に位置づけられたのは、分出記入の軽視とともに近現代の目録法の大きな弱点といわざるを得ない。

ところで、ルベツキイがパニッツィを高評価した一種のオマージュはL論文の他にも一

つある。遙か以前の1956年に書かれていて、あるいは委員会の報告書に初めて接して程なく執筆したものかも知れない。その末尾を簡略派に対するパニッツィたちの反論から次のような忠告 (admonition) を想起する (recall) ことが適切であると結んでいる。

図書館目録は、如何なる特定の個人や世代のためでもなく、何世代のためにも構築すべきであり、直接で限定されたニーズに役立つためだけでなく、あらゆるところで学術振興のための「大きな国家的事業」の一部として機能するために設計すべきである<sup>12)</sup>。

ルベツキイは、パニッツィたちが自館の目録を将来は大学術図書館の目録へ成長させようとする自覚に立って、簡略派に対峙したと賞賛したのである。

ここでパニッツィ以前に遡って、現存の目録における著作に関する意識を辿ってみたい。オックスフォード大学ボドリー図書館 (Bodleian Library) の1674年版の目録<sup>13)</sup>の、ハイド (Hyde, Thomas) による序文 (ラテン語) では、著作と図書が opus と libre の語によって区別されているという<sup>14)</sup>。また同版にはタイトルの異同に注意を払った痕跡がうかがえ、統一タイトルこそ設定していないもの、ハイドが序文に挙げている例示には、本タイトルの後に丸括弧に包んで異版の異なる書名を簡略に補記した記述が見受けられる<sup>15)</sup>。また同館の1738年版<sup>16)</sup>では、古代ローマの作家オウィディウスの「変容 (黄金のロバ)」の原語と複数言語訳の諸記入が集中され、かつ言語別に排列されている<sup>17)</sup>。

## 2. 副出記入

ルベツキイは既に1941年に辞書体目録における副出記入の乱用を戒める論考を発表している<sup>18)</sup>。とはいえ、彼は副出記入を参照と同等に位置付けていたから<sup>19)</sup>、生涯の終りに副出記入に対する評価が厳しくなったわけである。ところで、91カ条規則に副出記入の規定はないが、だからといって、パニッツィが副出記入を意図的に禁止したとまでいえるだろうか。そのようにいうには、彼と同時代や以前の時代に副出記入が一定程度に普及していた実態のあることが必要だが、それは考えにくいと思われる (ただし書誌に関してであるが、「ゲスナーは『万有書誌』において」著者と訳者の両方で同じ版を記載して副出を行い、さらに書物を構成部分単位で書誌を記述することも行っていた<sup>20)</sup> という)。

とはいえ91カ条規則における参照の規定が充実しているのは確かである。またL論文での副出記入の弊害に関する指摘は正しい。同記入がなまじ詳細な記録であるがために、利用者が検索を徹底させることなく打ち切ってしまう、基本記入を検索しない傾向が生ずることを、ルベツキイは危惧したのである。ここで筆者は次の一文を思い起こす。

[...]現代では、複写技術の発達により、基本記入をそのまま多数複製し、必要に応じて標目だけを加えることにより副出記入を作成することが可能となった。もはや基本記入と副出記入が含む情報量に差がなくなり、基本記入の重要性は失われた<sup>21)</sup>。

基本記入と副出記入の含む情報量が等しくなったという事実が、一方では副出記入の廃止へ、他方では基本記入の廃止へ人を誘導したわけである。何と大きな隔絶であることだろう。しかし、この場合は二者択一ではなく両立を追求すべきである。印刷カードの時代が終わった今、カタログの目標は、端末機画面で利用者に対して、自己完結した記録を提供するとともに、併せてその記録の関連する記録群中の位置をも掲示するディスプレイの実現である（例えば左右フレームへの画面分割<sup>22)</sup>）。

ところで、ここで基本・副出記入とともに目録を構成する分出記入を取り上げたい。パニッツィが会議でこれに触れた証言を行っており（Q9979）、91カ条規則には第44条に規定がある。

一括して出版された多数の著作は、次の規定によって記入される。[合集に含まれた様々な著者の個々の著作は、合集のなかに記載された順序に別々に記入される。(中略)]  
規定のうち、角括弧で包んだ部分は、目録の印刷を促進するため実行されなかった。

下線部分の原文はイタリック体で、パニッツィの序文によれば、目録の編集開始後に追加された部分である。作業前に規定されながら、作業の都合で実行されなかったわけである。だが、彼は個々の著作からそれを収録する合集への、簡単な著者名+タイトル形参照（author-title reference）により、分出記入の基礎を創造したとする論者がいる<sup>23)</sup>。ただし、筆者は1841年の目録にそれを発見できないでいる。

他方、L論文には分出記入に何の言及もない。この論文に限らず、ルベツキイのかなり網羅的な著作集の索引にこの用語（analytics）が見当たらないので、おそらく彼は生涯を通じて分出記入に言及したことがないことになる。この記入の有無は集中機能の十全な実現に深く関わるにもかかわらず、常に著作と図書とが1対1対応を前提としての立論ばかりである。これは筆者にとって不可解な態度だが、1対1対応が基本型であり1対多対応がその派生型であることを思えば、理論上の不備とまではいえない。分出記入ひいては構成部分のテーマはFRBRでも討究が回避され<sup>24)</sup>、漸くIFLA LRMにおいて「集合体現形（aggregate）」として概念モデルの一角を占めるようになった。なお、印刷カードが分出記入に及ぼした弊害については、旧拙文を参照<sup>25)</sup>。

### 3. 集中機能の効用

集中機能を体現する基本記入をここまで重んじたルベツキイが、集中機能の効用（効果）について遂に専一に説くことがなかったことも、飽き足らなく思われる。筆者は自分なりにかつて次のように記した。

[...] 集中機能の効用を確かめると、特定著作でありさえすればそれがどのように資料と

して具体化されているかを問わない、という類の利用者の要求（中略）に対応でき、当該著者または〔当該〕著作に関して利用者が網羅的に閲覧できたり、同類の資料群から最も適切なものを選択できたりすることもこの機能による。さらに特定の個別資料を求めて得られなかった利用者がそれに代わるもの（時にいっそう合致するもの）を発見できる、という識別機能を補う側面をも有する<sup>26)</sup>。

別に、次のように例を挙げて述べたこともある（一部改変し増補）。

- (1) 原著：The Catcher in the Rye (Salinger著)
  - (2) 翻訳A：ライ麦畑でつかまえて (野崎孝訳)
  - (3) 翻訳B：キャッチャー・イン・ザ・ライ (村上春樹訳)
- 判型a：四六判 ISBD978-4-560-04764-4  
判型b：新書判 ISBD978-4-560-09000-8

もし(1)(2)(3)の著者名・著作名が、ともに典拠コントロール下にあって記入が集中されているならば、少なくとも次のことが可能となる。

- －(2)を閲覧したい利用者が現れ、これを他の利用者が借り出しているなどの原因で閲覧できない場合、代わりに(3)または(1)の所蔵を知り利用することができる。
- －(2)または(3)を閲覧した利用者で、遡って原文を読みたい者が現れた場合、(1)の所蔵を知り利用することができる。
- －(2)と(3)の一方に満足できなかった利用者が、他方の所蔵を知り利用することができる。
- －利用者が(1)(2)(3)を比較して、本人にとって最も適切なものを選択することができる。
- －利用者が(3)の2つの判型のうち、自分に手頃な大きさのものを選択できる。
- －利用者が(1)(2)(3)の全てを通覧できる<sup>27)</sup>。

改めて集中機能の効用について、筆者の第一の引用文に重要度を加味して整理してみる。

- 1) 特定の資料を入手できなかった利用者が、それに代わるもの（または一層要求に合致するもの）を発見できる。
- 2) 利用者が、同類の資料群から自らにとって最も適切なものを選択できる。
- 3) 利用者が、特定の著者・著作・主題の資料を遺漏なく閲覧できる。

ルベツキイには選択の効用を強調する傾きがあるが、それより代替の効用の方が重要である。図書館が利用者を失望させることを避けられるからである。特に、代わるものどころか一層要求に合致するものを見つけた場合、それはセレンディピティによる発見に限りなく近い。利用者にそのような思いを与えられる豊富な検索結果を返戻する目録を構築できれば、そのときカタログは自らの役割を果たし終えたといえるのではないだろうか。

#### 4. パニッツィと 91 カ条規則

この辺りでどうしても 91 カ条規則に触れなければならない。若き日のパニッツィは、図書館に就職後まもなくフランス革命時のパンフレットの整理を受け持たされた。容易に想像できるとおり、政治上、宗教上の小冊子 (tract) の著者たちはしばしば本名を秘したり変名を用いたりしていた。同一内容の著作が体裁やタイトルを変えて出版されたこともあり、彼はこの作業の過程で規則の必要性を痛感したという<sup>28)</sup>。91 カ条規則の作成に先立って、パニッツィの心中にはこのような内発的な動機が形成されていたのである。彼は蔵書目録の編集前の規則の作成を発議したが<sup>29)</sup>、現実には彼が単独で作成したわけではなく、よく知られているようにジョーンズ、ワッツ (Watts, Thomas)、エドワーズ、パリー (Parry, John Humffreys) という 4 人の同僚あるいは下僚との共同作業だった。ちなみに、既述したとおり委員会でよくパニッツィを補佐したジョーンズは、後に館長となったパニッツィの後を襲って同職位に就任し英国図書館協会初代会長の座にも就いた。エドワーズは、我が国で戦後まもなく相次いで紹介された<sup>30-31)</sup>。他の 2 人もまた名を成した人物たちであり、委員会は攻守両陣営とも多士済々だったと言える。

さて、エドワーズの回想によると、全員は自由に討議し意見が一致せずパニッツィが少数派となっても、彼は権限を主張することなく互いに平等に投票で決めたという<sup>32)</sup>。共同作業のあり方として理想的とさえ見られるが、問題は理事会がその内容に容喙したことにある。具体的には全 73 カ条から成る草案が 1839 年に完成し (タイトル: *Alphabetical Catalogue of Printed Books: Rules to be Observed in Preparing and Entering Titles*<sup>33)</sup> 以下「草案」、それを理事会が同年に審議し修正した上で承認し 1841 年に公表したとの経緯がある<sup>34)</sup>。元来パニッツィは、無著者名著作について、冠詞と前置詞を除く最初の語から記入するという簡素な規定を考え (Q9692)、草案にはそれが盛られていた<sup>35)</sup>。その理由は書名を正確に知っている利用者が容易に検索できるようにするため (Q9693)、歴史的にはオーディフレディ (Audiffredi, Giovanni Battista) によるローマのカサナテンセ図書館目録 (1761 年刊) に学んでいる<sup>36)</sup> (Q9755)。ところが、現在見られるように同著作に関する規定の第 33-38 条は、書名中の初語以外の要語を可能な限り選択しようとする指向によって、煩雑極まるものとなっている。これらの諸条の指示により、標目として書名から選択する語の優先順位を要約すると、次のようである。

- ① 当該無著者名刊行物が行為、生涯等を扱っている人物の名、または当該刊行物が宛てた人物の名、②集会等の名称、③国名等、④編者名、⑤訳者名、⑥最初の名詞、⑦初語。

パニッツィは委員会の場で憤慨しながら (in his exasperation)<sup>37)</sup>、「不幸な無著者名刊行物の標目を確定するのに莫大な時間を失っている」(Q9715) と不平を述べるとともに、L 論文中のエルズミア伯への書簡に「[無著者名刊行物の記入を] アルファベット順中に、如何に著者名とともに排列すべきか。これは著者目録の編纂において提起し得る (can be



propounded) 最も重要な問題です<sup>38)</sup>。」と記した。内外の文献のなかに、91カ条規則を「パニッツィの目録規則」とか“Panizzi's rules”とかよぶ例を見かけるが、目録規則において高い比重を占め、まして彼自身が最も重要と見なした無著者名著作という事項あるいはカテゴリーに関して、彼の意に添わない規定を含む目録規則をこのようによぶことは躊躇される。

なお、91カ条規則には、無著者名著作はたとえ著者名が判明していても、無著者名著作として扱うという規定がある(第39、62条)。理由は、著者に関する知識をもたない利用者が検索できないこと、およびカタログも常に知識をもつとは限らないため統一を保てないことである(Q9810)。ボドリー図書館の1738年版の目録には、標題紙に名前が表示されていなくても著者の下に記入された例が見られることからすると<sup>39)</sup>、当時としては新規定だったのだろうか。時代が下ってランガナタン(Ranganathan, S. R.)は、1961年の目録原則国際会議の決議に対する批判の一つとして、91カ条規則を踏まえてか否かは不明だが同趣旨の提案を行った<sup>40)</sup>。これを当時の日本である論者たちが紹介し、カタログの負担の軽減という観点から支持した<sup>41)</sup>。

ちなみに、目録規則という表現形式は、英国では91カ条規則が最初と見られるが、デューイ(Dewey, Melvil)が自らの編著に付載した目録規則書誌(年表)によれば、ヨーロッパ大陸では1718年が最古である<sup>42)</sup>。なぜ英国でこれほど大きく遅れたのだろうか。

## 5. 形式標目と団体著者 その1

ルベツキは決して常にパニッツィを賞賛したわけではない。元来は1950年代に執筆され、L論文とほぼ同年に公開された形式標目に関する史的研究は、彼だけが対象ではないものの彼に多くの紙面を割いているが、批判的な論調である<sup>43)</sup>。そして、この形式標目こそパニッツィという巨人のアキレス腱であったのである。

我々が91カ条規則を通覧するとき、第80-90条において次々と現われるAcademies、Periodical Publications、Ephemerides、Catalogues、Dictionaries、Encyclopædias、Liturgiesという形式標目の諸規定に奇異な思いを抱かざるを得ないが、当時の人々にもこれらの条文に基づく1841年の目録は受け容れ難いものだった。

特に学会等の学術機関を対象とするAcademiesが標目となる記入は、全文457ページの内68ページを占めていて全体の約15%にも当たり、地域(ヨーロッパなど)、国、都市により順次細分されていたので、学術機関の所在地に関する正確な知識が要求された。委員会では、雑誌名や団体名から発見できなかった等の体験談が吐露されAcademiesについては殆ど全員が反対したという。ところが、これに対するパニッツィの態度は全く別人のように弱々しく、論拠といえば、先行する2種の目録も形式標目の下の記入を地名によって排列しているというだけであった(Q9729)。他方、91カ条規則を擁護する立場であったはずのエドワーズは、学協会が正式名称が地名を含めばそれを冒頭に置き、含まなければそのまま標目とすべきと発言している(Q5956-5957)。これは多くの証人の合意と一致していたと

見られる<sup>44)</sup>。

さて、ルベツキイの形式標目に関する論文については、ここで論旨を要約することはせず、以下にはそれを織り込んだ上で、パニッツィの形式標目への偏向の原因について暫く試論かつ私論を記したい。

無著者名著作について、初語から記入することを主張したパニッツィではあるが、彼は同時に、英語等の言語の書名の初語には、一般的で特徴のない語の来ることが多く記憶され難い、という欠点があることをも痛感していた。この欠点を認識していた故に、パニッツィは、無著者名著作に対する初語から始める書名記入という方針の、それ以外の著作への拡張を抑制したと考えられる。

次に、彼は非学術機関に関しては、地名に限定してではあれ名称の一部を標目に採用すると規定しながらも(91カ条規則第9条)、その方針を学術機関にまでは及ぼそうとしなかった。言い換えれば、団体の種類を問わずそれらに通底する著者性を認める境地にまでは到達しなかったと見られる。ヴェロナ (Verona, Eva) は、「パニッツィは、まだ団体著者と近代の団体著者性の原理の意義に関する正確で明確な意識をもっていなかったという印象を受ける。」と述べた<sup>45)</sup> (彼女は形式標目を class heading とよんでいて、この方がよりの確な名称と思われる)。

こうして、書名をも団体標目をも避けたパニッツィの前には、形式標目の伝統あるいは慣行が残されていた。オックスフォード大学ボドリー図書館の一連の蔵書目録において、形式標目は1605年版に登場したというが、1674年版には Catalogus, Concilia, Concordantiæ, Jus, Lexicon, Pharmacopœia, Statuta が現われる<sup>46)</sup>。この歴史の末端にいたパニッツィはこれに追随したと見られる。ヴェロナは次のように評する。

団体記入の基礎は、パニッツィによって築かれたと一般に思われている。だが、目録理論の発展との関連における彼の大きな価値にもかかわらず、彼は理論より実務の人であって、彼が目録の実務に、彼の時代までに全く知られていない如何なる新しい原理をも導入したことはない、と思われる<sup>47)</sup>。

## 6. 形式標目と団体著者 その2

本テーマをこのヴェロナによる評価の記載で終わらせるわけには行かない事情がある。先の無著者名著作の場合と同じくここでも草案における規定が91カ条規則と大きく異なるのである。パニッツィを取り巻く状況は、何と不透明であることかという思いを禁じ得ないが、ここに草案第9条を間接引用する(下線筆者)。

Assemblies or corporate bodies (with the exception of Academies, Universities and Learned Societies, respecting which special rules are to be framed), to be considered as the authors of any act, vote, resolution, or other document purporting to be agreed upon.

authorized or issued by them, no attention whatever being paid to the names of the officers who may have put their signature to such document<sup>48)</sup>.

これは非学術機関に限ってではあるが、それに団体著者性を認めた注目すべき規定である。これが91カ条規則第9条では「集会 [等] はその名称を得た国名または地名の下に記入する。」との趣旨に変更されたのである。先の無著者名著作の件といいこの団体著者の件といい、草案が成立した1839年3月から91カ条規則が理事会で承認された同年7月までの間に、何があったのであろうか。ともかく草案第9条の存在はヴェロナによるパニッツィの評価の吟味を求めし、91カ条規則を「パニッツィの」とか“Panizzi’s”とかいうことはいよいよ適切でなくなる。ただし、パニッツィの態度には、無著者名著作の初語の主張の場合と違って、強い反発は見られない。確信の程度が低かったのであろうか。なお、草案は英国図書館内で誤配置されていた (misplaced) ため近年まで行方不明だったという<sup>49)</sup>。

なお、形式標目のうち Catalogues、Dictionaries、Encyclopædias を設定したのは、辞書、目録等の編纂者を著者標目とすることを良しとしなかったからではないだろうか。こちらは一つの見識ではあり、また1674年版にも編纂者より形式標目を優先した先例がある<sup>50)</sup>。

パニッツィ後の動向に関して略記すると、形式標目については、米国のジューエット (Jewett, Charles Coffin) とカッターがともに反対し、これは同国図書館界に“水際対策”の効果をもたらしたといえよう。特に後者は形式標目を分類目録の著者目録への侵入 (intrusion) と非難した<sup>51)</sup> (ドイツのジアツコ (Dziatzko, Karl) も同意見だった<sup>52)</sup>)。これは著者目録を分類目録より尊重したパニッツィにとって、皮肉な批判である。このような経緯を経て1908年の英米合同規則、即ち *Catalog Rules: Author and Title Entries* には最早、形式標目は存在しない。だが例示には形式副標目が見られ、これが消失するにはAACR2まで待たなければならなかった。

また、団体著者については、「団体をその刊行物の著者であると最初に定義した (gave the first definition of corporate bodies as authors of their publications)」のはジューエットで、その目録規則 *On the Construction of Catalogues of Libraries ...* 第22条においてである、とヴェロナは“as far as is known”という限定句を使用しながらも断定している<sup>53)</sup>。

なお、Academies が91カ条規則の後継版から姿を消すのは漸く1936年版だった<sup>54)</sup>。意外ではあるが、残念ながらこれを昔のこと、異国のことと見て済ますわけには行かない。『日本目録規則』において、新版予備版 (1977年刊) に出現した、本来情報源に従って転記すべき出版年を、一律に西暦で記録するとした誤った規定は、半世紀近い今なお健在である。一旦生じた誤謬を正すことは時に容易ではない。

## おわりに

パニッツィの目録をめぐる奮闘の軌跡は、一般にサクセス・ストーリーとして描かれ彼は

偶像視されて来た。確かに著者目録対分類目録の優劣論争（拙文の範囲外）に勝ち、91 条条規則を制定し、著者目録の刊行を中止に追い込んだ過程を見れば<sup>55)</sup>、概括的にはそのように評せるかも知れない。しかしながら、詳細に見れば挫折や譲歩も見られるし、後世に課題を残す人物でもあった。

そして、類似の現象はパニッツィに限らない。彼に続く一連の **giants** も目覚ましい改革を成し遂げる傍ら、ことごとく作為あるいは不作為により自らの後代の人々に課題や問題を背負わせる存在でもあった。ルベツキイも例外ではない。この歴史を顧みるとき、最新の RDA やこれに準拠する目録規則だけが課題や問題を含まないとは考えられず、現に RDA は早くも 2020 年に大幅に変貌した。改訂の道は今後も長く続くに相違ないが、それに関与するには、歴史において自らの置かれた位置を顧みる態度が求められる。

（付記）筆者は、パニッツィの目録法と彼以前のそれとの間の、連続と断絶を明らかにしたいとする意図から（他にもあるが）、過去に「英米目録史の断面」と題する一連の研究ノートの執筆を開始し、これまで 2 篇を発表した<sup>56)</sup>。拙文はこれらを引き継ぎその第 3 回として、ルベツキイを介在させてパニッツィを取り上げた。委員会報告における彼の数多い証言の、包括的把握への一過程のつもりである。本来は彼に及ぶのは全く時期尚早で、上記 2 篇に引続き依然として彼以前の時代に注力しなければならないのだが、一身上の都合により前後を弁えず対象とした。これまでと等しく国内外の最新の成果を十分には精査していない点、研究ノートとする理由である（したがって、前 2 回とも雑誌『資料組織化研究-e』のコラム「カタログガーのメモ」に投稿した）。

注

- 1) *The Future of Cataloging : Insights from the Lubetzky Symposium : April 18, 1998, University of California, Los Angeles*; edited by Tschera Harkness Connell, Robert L. Maxwell. 2000. xv,184p.
- 2) 古川肇「ルベツキイをめぐる断想—生誕百年を記念して—」『資料組織化研究』45, 2002.1. p.43-47.
- 3) Lubetzky, Seymour. The Vicissitudes of Ideology and Technology in Anglo-American Cataloging since Panizzi and a Prospective Reformation of the Catalog for the Next Century, by Lubetzky in collaboration with Elaine Svenonius. In: *The Future of Cataloging*. p.3-11.
- 4) British Museum. *Catalogue of Printed Books in the British Museum*. v.1. ix,457,[1]p. 閲覧は次の電子化版による。#5 - Catalogue of printed books in the British museum. ... v.1. - Full View | HathiTrust Digital Library | HathiTrust Digital Library (最新アクセス日: 2021/4/5)
- 5) 熊田淳美、安江明夫「パニッツィとブリティッシュ・ミュージアム図書館—蔵書目録刊行中止とその背景をめぐって—」『参考書誌研究』7, 1973.5. p.32.
- 6) 同上 p.30.
- 7) 同上 p.26-30.
- 8) Edwards, Edward. *Memoirs of libraries : including a handbook of library economy*. 1859. v.2. p.750-

751.

- 9) Lubetzky, Seymour. *Principles of Cataloging. Final Report. Phase 1: Descriptive Cataloging*. 1969. p.266. (ページ付けは次の著作集のもの。 *Seymour Lubetzky: Writings on the Classical Art of Cataloging*. Compiled and edited by Elaine Svenonius, Dorothy McGarry. 2001.)
- 10) 高橋泰四郎「基本記入から見た目録規則の研究 1」『図書館研究シリーズ』7 1962.10. p.17-18. (ページ付けは次の著作集のもの。『目録基本記入論—高橋泰四郎著作集—』1978.)
- 11) *Report of the Commissioners Appointed to Inquire into the Constitution and Government of the British Museum: with Minutes of Evidence: Presented to both Houses of Parliament by Command of Her Majesty*. 1850. iv, 44, 823 p. 閲覧は次の電子化版による。 *Report of the Commissioners Appointed to Inquire into the Constitution and ... - Great Britain*. Commissioners appointed to inquire into the Constitution and Government of the British Museum - Google ブックス (最新アクセス日: 2021/4/5) 抜粋集に次の2種がある。 Brault, Nancy. *The Great Debate on Panizzi's Rules in 1847-1849: The Issues Discussed*. 1972. 89 p. Olding, R.K. *Readings in Library Cataloguing*. 1967. x, 278p.
- 12) Lubetzky, Seymour. Panizzi vs. the "Finding Catalog." *Journal of Cataloging & Classification*, 12, 1956.7. p.179. (ページ付けは前掲9に同じ。)
- 13) Bodleian Library. *Catalogus impressorum librorum bibliothecae Bodlejanae in academia Oxoniensi*. 1674. 2 vols. 電子化版がある。 *Catalogus impressorum librorum bibliothecae Bodlejanae in academia Oxoniensi ... - Thomas Hyde, Bodleian Library - Google ブックス* (最新アクセス日: 2021/4/5)
- 14) Rijk, E. de. Thomas Hyde, Julia Pettee and the Development of Cataloging Principles; with a Translation of Hyde's 1674 Preface to the Reader, *Cataloging & Classification Quarterly*, 14(2), 1992.10. p.47.
- 15) 同上 p.52.
- 16) Bodleian Library. *Catalogus impressorum librorum bibliothecae Bodlejanae in academia Oxoniensi*. 1738. 2 vols. 電子化版がある。 #8 - *Catalogus impressorum librorum bibliothecae ... v. 1. - Full View | HathiTrust Digital Library | HathiTrust Digital Library* (最新アクセス日: 2021/4/5)
- 17) Frost, Carolyn O. The Bodleian Catalogs of 1674 and 1738: An Examination in the Light of Modern Cataloging Theory, *Library Quarterly*, 46(3), 1976.7. p.259.
- 18) Lubetzky, Seymour. Titles: Fifth Column of the Catalog. *Library Quarterly*, 11, 1941.10. p.23-38. (ページ付けは前掲9に同じ。)
- 19) Lubetzky, Seymour. The Current Revision of ALA Rules. *Library Resources and Technical Services*. 4(1), Winter 1960. p.194. (ページ付けは注9に同じ。)
- 20) 雪嶋宏一「コンラート・ゲスナー『万有書誌』に収録された印刷本について」『学研究. 人文科学・社会科学編』62, 2014.3. p.95.
- 21) 『日本目録規則』新版予備版 1977. p.3-4.
- 22) 神戸大学附属図書館震災文庫の目録を参照。

- 23) Freedman, Maurice J. *The Functions of the Catalog and the Main Entry as Found in the Work of Panizzi, Jewett, Cutter, and Lubetzky*. 2002. p.103.
- 24) 「3.3 集合的実体と構成的実体」を参照。 <https://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr/frbr-ja.pdf>  
(最新アクセス日: 2021/4/5)
- 25) 古川肇 「構成部分の明示に関する実践」『資料組織化研究』 51, 2005.12. p.1-7.
- 26) 古川肇 「目録の構造に関する試論」『資料組織化研究』 44, 2001.7. p.6.
- 27) 古川肇 「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの諸問題」『資料組織化研究-e』 64, 2013.4. p.11-12.  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8308608/kiyo.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/article/view/641/579>  
(最新アクセス日: 2021/4/5)
- 28) 藤野幸雄 『大英博物館』 1975. p.100.
- 29) Brault, Nancy. *The Great Debate on Panizzi's Rules in 1847-1849: The Issues Discussed*. 1972. p.3.
- 30) 西村捨也 「エドワード・エドワーズのことー英国市立公共図書館の父ー」『図書館雑誌』 47(2), 1953.2.p.14-20
- 31) 和泉田正宏 「図書館学の父エドワード・エドワーズー人と作品ー」『図書館界』13(1), 1961.4. p.1-7; 13(2), 1961.7. p.45-52
- 32) Munford, William Arthur『エドワード・エドワーズーある図書館員の肖像 1812-86ー』藤野寛之訳 2008. p.36-37.
- 33) Carpenter, Michael. Main and Added Entries. In: *The Future of Cataloging*. p.68.
- 34) *Encyclopedia of Library and Information Sciences*. Marcia J. Bates, editor-in-chief ; Mary Niles Maack, associate editor. 3rd ed. 2010. p.834.
- 35) 前掲 33 p.63-64
- 36) 余事ながら、当館はキリシタンに関わる日本関係文書を所蔵するため、一部の日本人研究者に知られていて、例えば次の訪問記がある。松田毅一「南欧の図書館、文書館を訪ねて 1. カサナセンテ図書館」『図書館界』 14(1), 1962.4. p.7-8.
- 37) 前掲 29. p.62.
- 38) Panizzi, Anthony. Mr. Panizzi to the Right Hon, the Earl of Ellesmere. — British Museum, January 29, 1848. In: *Foundations of Cataloging: A Sourcebook*, edited by Michael Carpenter and Elaine Svenonius. 1985. p.29
- 39) 前掲 17 p.263.
- 40) Ranganathan, S. R. International Conference on Cataloguing Principles, Paris, 9-18 October, 1961 and its Findings. *Annals of library science*, 9(1), 1962. p.15-38. (筆者未読)
- 41) Texa グループ 「目録原則国際会議の決議に対する意見ー特に国内目録法との関係においてー」『図書館界』 15(4), 1963.11. p.107.
- 42) *Library School Card Catalog Rules...* ed. by Melvil Dewey. 1899. p.127. (ページ付けは次の資料集のもの。 *British Museum: Rules for the Compilation of the Catalogue of Printed Books, 1841*, ed. by Sekino Shinkichi, 1974. 132, xvi p.)

- 43) Lubetzky, Seymour. On the Use of Form Headings in an Alphabetical Catalog. *Library Quarterly*, 69(2), 1999.4 p.407-418. (ページ付けは前掲9に同じ。)
- 44) Verona, Eva. A Historical Approach to Corporate Entries. *Libri*, 7(1), 1956. p.2.
- 45) 同上 p.33.
- 46) Verona, Eva. Form Headings in Catalogues of the Past and Present. *Library Resources and Technical Services*. Fall, 1962. p.297.
- 47) 前掲 44. p.1.
- 48) Carpenter, Michael. The Original 73 Rules of the British Museum: A Preliminary Analysis. *Cataloging & Classification Quarterly*, 35(1/2), 2002. p.28.
- 49) 同上 p.24.
- 50) 古川肇「Thomas Hyde のボドリー図書館目録序文－英米目録史の断面 2－」『資料組織化研究-e』72, 2018.3. p.29-30. [digidepo\\_11377894\\_po\\_72-201803-2.pdf \(ndl.go.jp\)](#) (最新アクセス日: 2021/4/5)
- 51) 前掲 43. p.412.
- 52) 前掲 43. p.413.
- 53) 前掲 44. p.33. ジューエットの目録規則には次の翻訳がある。高橋泰四郎『目録基本記入論－高橋泰四郎著作集－』1978. p.32-38.
- 54) 前掲 10 p.19.
- 55) 中止以降の経緯については次の文献が詳しい。澁川雅俊『目録の歴史』1985. p.154-156.
- 56) 古川肇「英国中近世の二つの目録－英米目録史の断面 1－」『資料組織化研究-e』70, 2017.4. p.18-26. [digidepo\\_11377883\\_po\\_303f924b601c2f19b4d84b52d620828a.pdf \(ndl.go.jp\)](#) (最新アクセス日: 2021/4/5) および注 48。

(ふるかわ はじめ)

2021年4月20日受理